

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良地方法務局長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和三年十二月七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（不動産登記法第十四条第一項による地図作成）
- 二 測量の地域 磯城郡田原本町の一部（北部）
- 三 測量の期間 令和三年十月十一日から令和四年二月二十八日まで